

規制影響分析書要旨

| | | |
|----------------|--|---|
| 規制の名称 | アスファルト他9物質に係る労働者の健康障害防止のための規制強化 | |
| 主管部局・課室 | 労働基準局安全衛生部 化学物質対策課 | |
| 関係部局・課室 | 一 | |
| 評価実施時期 | 平成29年4月 | |
| 規制の新設・改廃の内容・目的 | <p>アスファルト他9物質(アスファルト、1—クロロ—2—プロパノール、2—クロロ—1—プロパノール、ジチオリん酸O,O—ジエチル—S—(ターシャリ—ブチルチオメチル)(別名テルブホス)、フェニルイソシアネート、2,3—ブタンジオン(別名ジアセチル)、ほう酸、ポルトランドセメント、2—メトキシ—2—メチルブタン(別名ターシャリ—アミルメチルエーテル)、硫化カルボニル)による労働者のばく露防止等の健康障害防止対策を充実するため、これらの物質を労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)別表第9に掲げる名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物に位置づける等の改正を行う。これにより、これらの化学物質を譲渡し、又は提供しようとする者は、容器、包装等に名称等を表示し、相手側に対して一定の危険性又は有害性について記された文書(以下「SDS」という。)を交付するとともに、事業者がこれらの化学物質を製造し、又は取り扱うときにはリスクアセスメントの実施を行うことを義務付ける(以下これらの規制を合わせて「本規制」という。)。</p> | |
| (根拠条文) | 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第57条第1項、第57条の2第1項、第57条の3第1項及び第113条 | |
| 想定される代替案 | 国の通達による容器又は包装への表示、SDSの交付及びリスクアセスメントの実施等の措置の指導 | |
| 想定される費用 | 新設・改廃する規制案 | 代替案 |
| (遵守費用) | 健康障害防止措置の義務付けにより、事業主に容器・包装への表示、SDSの交付及びリスクアセスメントの実施に係る費用負担の増加が生じると考えられる。 | 健康障害防止措置に取り組む場合には、事業主に容器・包装への表示、SDSの交付及びリスクアセスメントの実施に係る費用負担の増加が生じると考えられる。 |
| (行政費用) | 国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。 | 国において、代替案に伴う費用、人員等の増減はない。 |
| (その他の社会的費用) | 特になし。 | 特になし。 |

| 想定される便益 | 新設・改廃する規制案 | 代替案 |
|----------------------------|---|--|
| (労働者への便益) | これらの化学物質のばく露の防止等により、労働者の職業性疾病等の発症による健康障害を防止することができる。 | 企業によっては、必要な対策が十分に実施されない可能性があり、労働者の職業性疾病等の発症による健康障害の防止に対する効果は限定される。 |
| (事業者への便益) | 健康障害防止措置を実施することにより、労災の補償リスクを低減することができる。また、労災補償保険法による保険給付の総量が抑えられることにより、事業者全体にとって、保険料負担の軽減につながるものである。 | 企業によっては、必要な対策が十分に実施されない可能性があり、労災の補償リスクを低減する効果は限定される。また、事業者全体にとって、保険料負担を軽減する効果は限定される。 |
| (国民全体への便益) | 労働者の健康確保と事業者の経営の安定化が図られる。 | 労働者の健康確保と事業者の経営の安定化が図られる効果は限定される。 |
| 分析結果 | <p>本規制の便益は、労働者の職業性疾病等の健康障害の防止に資することである。</p> <p>費用については、アクリルアミド等他の危険物・有害物に対しても既に同様の規制を図っており、今回の規制も同様の枠組みのものであることから、行政の費用が増加することではなく、また事業者については遵守費用は増加するものの、労災の補償リスクの低減等の便益を得ることができることから、本規制による義務付けは適当と判断する。</p> <p>一方、代替案(国の通達による行政指導)では、対策を取る事業者については本規制と同様、遵守費用が発生するにもかかわらず、事業者に法的な義務を伴わないことから、企業で必要な対策が十分に実施されず、そのため、労働者の職業性疾病等の健康障害防止について効果が限定される。</p> <p>したがって、全ての事業場において、これらの化学物質による労働者の健康障害防止措置を履行させるため、通達による指導(代替案)でなく、罰則を伴った法的拘束力を持つ本規制案を採用すべきである。本規制の便益は、労働者の職業性疾病等の労働災害防止に資することである。</p> | |
| 有識者の見解その他関連事項 | <p>「化学物質のリスク評価に係る企画検討会」(座長:櫻井治彦中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター 技術顧問)の報告書において、これらの化学物質の規制の方向について、本規制と同様の規制が必要との結果が取りまとめられている。</p> | |
| 一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件 | 米国労働衛生専門家会議等の国際機関等における職業ばく露限界値等の評価の見直し、これらの化学物質による労働災害の多発等の場合に見直しを行う。 | |
| 備考 | — | |